

山口県立大学同窓会桜圃会 会則改定における新旧対照表

<旧>	<新>
<p>第2章 第4条 1.正会員 山口県立女子専門学校卒業者、山口県立養護教員養成所卒業者、山口女子短期大学、山口女子大学、山口県立大学卒業者、および山口県立大学大学院修了者。</p> <p>2.準会員 山口県立女子専門学校、山口県立養護教員養成所、山口女子短期大学、山口女子大学、山口県立大学、山口県立大学大学院に在学していた者であって、入会を希望し理事会の承認を得た者、および山口県立大学在学学生、山口県立大学大学院在学学生。</p>	<p>第2章 第4条 1.正会員 山口県立女子専門学校卒業者、山口県立養護教員養成所卒業者、山口女子短期大学、山口女子大学、山口県立大学卒業者および<u>修了者、並びに</u>山口県立大学大学院修了者。</p> <p><u>2.学生会員</u> <u>山口県立大学在学学生、山口県立大学大学院在学学生。</u></p>
<p>第3章 第7条 幹事 山口県内に在住の正会員中より、毎回卒業の各科から2人ずつ選ぶ。</p>	<p>第3章 第7条 幹事 山口県内に在住の正会員中より、毎回卒業の各科から2人ずつ、<u>修了の各科から1人</u>選ぶ。</p>
<p>第6章 第23条 正会員および準会員は、入会の際に入会金として金15,000円を、経年会費として毎年金2,000円を納付するものとする。ただし、山口県立大学在学学生および山口県立大学大学院在学学生については、経年会費の納付を免除する。 65歳以上の会員であって、希望する者は一括金15,000円の会費を納入することにより、終身会員になることができる。終身会員はそれ以降の会費は免除される。</p>	<p>第6章 第23条 <u>正会員は、年会費として毎年金2,000円を納付するものとする。ただし正会員であって、希望する者は一括金20,000円の同窓会費を納入することにより終身会員となることができる。終身会員は、それ以降の会費は免除される。</u> <u>平成31年以降に入学した学生会員は、入学の際に入会金・同窓会費として金40,000円を納付するものとし、以降の年会費は免除される。また卒業・修了後は終身会員となる。</u></p>
<p>第7章</p>	<p>第7章 <u>附則</u> <u>1. この規則は平成31年3月1日から施行する。</u></p>